

鳥取県告示第124号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定の辞退があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称及び所在地	指定の辞退に係る施設の名称及び所在地	辞退年月日	施設障害福祉サービスの種類
社会福祉法人敬仁会 倉吉市山根55	知的障害者通所授産施設よなご大平園 米子市二本木1690	平成24年2月29日	知的障害者通所 授産施設支援
社会福祉法人みのり福祉会 倉吉市福守町452	向山ブルースカイ 倉吉市和田東町向山914-58-2	〃	身体障害者通所 授産施設
社会福祉法人トマトの会 東伯郡北栄町北条島366-7	社会就労センターげんき工房 東伯郡北栄町北条島366-7	〃	知的障害者通所 授産施設支援